

福祉公安委員会会議記録（第1号）

令和5年12月21日

福島県議会

## 1 日時

令和5年12月21日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 0時 7分 散会

## 2 場所

福祉公安委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

## 4 出席委員

委員長	真山 祐一	副委員長	渡邊 哲也
委員	佐藤 憲保	委員	宮下 雅志
委員	山田 平四郎	委員	鈴木 智
委員	橋本 徹	委員	宮川 政夫
委員	安田 成一		

## 5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

### 真山祐一委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶する。

さきの本会議において本委員会の委員長に選任された真山祐一である。まず、渡邊副委員長をはじめ各委員においては、今後2年間、委員会の活発かつ円滑な運営のために協力をよろしく願う。また、執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政進展に努めるとともに、委員会運営についても特

段の協力を願う。

初めに、委員席の決定については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、宮川政夫委員、安田成一委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外10件、議員提出議案第8号外3件及び請願2件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程(案)のとおり進めたいが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより保健福祉部の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行うが、渡邊哲也副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

真山祐一委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課松本主事である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上の職員は自己紹介、その他の職員は政策監より紹介)

真山祐一委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外5件を一括議題とする。

直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

(別紙「12月県議会定例会福祉公安委員会保健福祉部長説明要旨」により説明)

真山祐一委員長

続いて、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

(別紙「12月県議会定例会福祉公安委員会こども未来局長説明要旨」により説明)

真山祐一委員長

続いて、保健福祉総務課長の説明を求める。

保健福祉総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

続いて、障がい福祉課長の説明を求める。

障がい福祉課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

続いて、地域医療課長の説明を求める。

地域医療課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

橋本徹委員

5号補正の保5ページ、障がい児(者)地域療育等支援事業について、先ほど保健福祉総務課長から当該事業に係る消費税を県が負担するとの説明があったが、その負担方法や根拠の有無等を聞く。

児童家庭課長

障がい児（者）地域療育等支援事業に係る消費税について、当該事業は県が社会福祉法人等に委託して実施しているが、その委託料は非課税として支払っていたため、委託先である法人等が修正申告を行うに当たって必要な経費を12月補正に計上した。議決後は速やかに執行していきたいと考えている。

支払いの根拠は、令和5年10月4日付で発出された国の事務連絡における「委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要がある」との記載である。さらに他県等の状況を踏まえ、修正申告に係る経費は県が負担することと整理したいと考えている。

橋本徹委員

よく理解できず申し訳ないが、その社会福祉法人はこれまで消費税は非課税であったが、国から発出された文書によって課税対象となったのか。どのような経緯で課税対象となったのか、もう少し分かりやすく説明願う。

児童家庭課長

障がい児（者）地域療育等支援事業は、社会福祉法に基づく社会福祉事業と認識しており、社会福祉事業に該当する事業は消費税が非課税とされていることから、県が委託する場合は非課税として委託契約を締結していた。しかし、先ほども述べた国の事務連絡において、社会福祉法に基づく非課税の社会福祉事業には該当しないと示され、本来は課税事業として締結すべき委託契約であったことが判明した。

橋本徹委員

理解した。確認だが、修正申告に係る経費も含めた消費税額が1,221万8,000円ではないか。

児童家庭課長

委員指摘のとおり、修正申告に係る消費税等の経費を負担するため計上した金額が1,221万8,000円である。

宮川政夫委員

部長説明要旨にも記載があった精神保健医療費の増額補正について、警察官等から保健所への通報件数の増加に伴い措置入院が増加する見込みとなったことから、約2,200万円増額計上する旨の説明があった。恐らく今までも警察官からの通報等があったと思うが、通報件数の増加理由及び今回の増額計上の根拠を聞く。

#### 障がい福祉課長

措置入院は警察官による通報が主であり、近年増加傾向にある。通報件数のうち警察官によるものは令和2年度が188件、3年度が259件、4年度が282件であった。5年度は4～7月までで135件の実績であり、この135件を3倍すると年間で405件となることから、件数の増加傾向を踏まえ、このまま増額補正しなければ予算が不足するため、今回の12月補正で計上した。

#### 宮川政夫委員

毎年度増加傾向にあるようだが、今までは警察に通報する必要がない程度のケースだったものの、ある程度警察に面倒を見てもらわなければならないようなケースが増えてきているとの理解でよいか。

#### 障がい福祉課長

警察官からの通報について、一旦警察署に保護された後、例えば自殺を図る自傷行為や周囲の人間に被害を及ぼす他害行為のおそれがある場合は、警察から通報を受けた保健所が精神保健の調査を実施し、それを経て知事の権限で強制的に精神病院へ入院させる措置入院等の制度がある。

断定はできないが、最近では都市部の警察署からの通報が増加傾向にある。今までは警察で処理してその後の通報につながらなかったケースが、措置入院等の制度が周知されたことで通報されるようになってきたのではないかと認識している。

#### 安田成一委員

保31ページの議案第14号について、改正の内容に「「栄養士」とあるのを「栄養士又は管理栄養士」とすること」と記載があるが、栄養士と管理栄養士の違い及び管理栄養士の追加に至った背景があれば聞く。

#### 地域医療課長

一般的に栄養士は、健康な者を対象とした栄養管理や栄養指導を本務としている。一方で管理栄養士は、入院患者や基礎疾患を有する者など何らかの医療的ケアや栄養ケアを要する者を対象とした総合的な栄養管理や栄養指導を本務としている。

今定例会で条例改正の議案を提出するに至った背景だが、近年高齢化の進行に伴い入院患者も高齢化しており、栄養管理の必要性や重要性がより増していることに加えて、医師を中心とする栄養管理に係る業務をタスク・シフトすることで、医師の負担軽減を進める目的もある。この2つの目的の下、栄養管理を統括できる管理

栄養士を病院に配置できるよう改正することで、栄養管理の充実と医師の負担軽減等を図る。

橋本徹委員

5号補正の保24ページ、地域医療充実のための設備整備補助事業について、先ほど事業を見送ったとの説明があったが、その内容を聞く。

地域医療課長

当該事業の設備整備機器は、磁気共鳴画像診断装置（MRI）である。医療機関には3分の1の負担が生じるが、病院事業計画と収支計画の中で今年度の実施が難しい旨の説明を受けたため、今回の補正で減額計上した。

橋本徹委員

そのMRIを整備しようとしていた病院はどの地域にあるのか。具体名は答弁できないかもしれないが、差し支えない範囲で聞く。

地域医療課長

医療圏レベルで容赦願いたいですが、県中地域の医療機関である。なお、当該事業のMRIは新規導入ではなく機器の更新である。医療機関からも、保守管理を徹底し診療等に支障がないよう努めていくとの説明を受けている。

佐藤憲保委員

5号補正はほとんどが事業に係る年間所要額の確定に伴う計上であり、6号補正は国の総合経済対策を受けて国の交付金を活用し緊急に計上した予算であると理解しているが、今年の6月定例会でも原油価格・物価高騰等への対策に係る補正予算を計上していたもののまだまだ不足しているため、今定例会でも対応しているようである。この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は使い勝手がよく、児童施設や高齢者施設、医療機関関連に重点を置くなど交付基準は県が決めて対応していると理解しているが、6月補正と12月補正における基準の見直しの有無や、急激な上がり幅に係る12月補正での対応内容について聞く。

保健福祉総務課長

燃料や物価等の高騰が続く中、6月補正で1年分の経費を見込んで計上したが、その高騰が継続している状況であることから、他県の状況を踏まえ、さらに社会福祉施設や医療機関等から追加の支援を求める声が上がってきたため、6月補正と12月補正を合わせて物価高騰対策に係る年間所要額の2分の1程度を支援していく。

佐藤憲保委員

医療施設等物価高騰対策事業は今回の補正で約13億8,000万円計上しており、6月補正で計上した約8億5,000万円から約5億円近く増額しているが、要因は何か。恐らく各施設からのオーダーや要望を受けて反映した結果だと思うが、どの項目に重点を置いて増額計上したのかを聞く。

地域医療課長

委員指摘の物価高騰対策に関する課題意識と重点的な取組について、特に医療機関や医療施設については6月補正後に各都道府県の実施状況等を改めてフォローアップしたところ、相対的に本県は大規模、中規模な病院に対する支援が若干薄くなっていたことが判明した。その後、県の医師会や病院協会等から実際の影響額などの話を聞く中でさらなる追加支援が必要であると考え、特に今回は大規模、中規模の医療機関にもしっかりした支援が十分に届くよう、他県の事例も参考にしながら相対的に全国にも劣らない形で支援するため、6月補正の約1.6倍規模の補正予算を計上した。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

鈴木智委員

福祉公安委員会説明資料(内部組織、分掌事務及び主たる事務事業の概要等)1ページに記載されている保健福祉部の組織を見ると様々な出先機関を所管しているようだが、老朽化がかなり進み建て替えを要する施設もあると思う。老朽化が進んでいる施設など、現時点における状況について全体的に聞く。

保健福祉総務課長

委員指摘のとおり老朽化が進んでいる施設もあるが、県中児童相談所のように新しく建て替えた施設もある。老朽化が進んでいる施設だが、昭和40年代以降に建設された施設の多数が該当するため、それらは整備計画にのっとり改めて更新や建て



替え等を進めていきたい。具体的な施設名だが、当部所管の施設はこども未来局も含めて相当数あるため、現時点での回答は控えたい。

宮川政夫委員

こども未来局所管の児童虐待関係について聞く。令和4年度における全国の児童虐待の相談件数が過去最高になってしまったと認識しているが、今年度における県内の児童虐待に係る相談件数等について、細かい数字は結構なので現時点で増加傾向にあるのかどうかだけでも説明願う。

児童家庭課長

昨年度における県内の児童虐待相談対応件数は2,256件と、過去最高を記録した。背景には面前DVを含む心理的虐待の件数増があるが、身体的虐待は増加していない。今後は、来年度の改正児童福祉法施行に伴い市町村が設置するこども家庭センターが母子保健及び児童福祉に係る相談支援を一体的に行っていくこともありから、県としても児童相談所の強化に最も取り組み、市町村と役割分担しながら連携して、面前DVや心理的虐待等に対応していきたいと考えている。

宮川政夫委員

相談対応件数が増加傾向にあるのは必ずしも悲しいことではなく、早期発見や未然防止などの効果がしっかり出ているのではないかと考えている。

相談対応後の児童生徒へのケアについて、これまでは児童相談所から児童養護施設入所や里親養育につなげていたと思うが、現状はどのようになっているのか。国はこれまで以上に里親制度の方向性を示しているようだが、その方向で進めているのか。児童養護施設では受け入れる余裕はあっても入所件数は増えていないと聞くが、どうか。

児童家庭課長

例えば身体的虐待の確認により家庭から離して養育すべきと判断された場合は、その子供の状況に合わせて施設入所や里親養育の措置を取ることになるが、大きな方向性については、児童養護施設から様々な意見をもらいながら改定作業を進めている県社会的養育推進計画の策定過程において議論したいと考えている。ただし、先ほども述べたとおり身体的虐待よりは心理的虐待の件数の方が多い状況もあり、また、こども家庭庁では家庭の支援を重点的に取り組んでいくとしているため、社会的養育が必要な子供は、相談対応件数が増えてもそれほど増加しないと考えてい

る。

山田平四郎委員

こども未来局長説明要旨において、社会全体で子育てを応援する機運の醸成については、共働き・共育てや社会全体で子育てを応援する気運が高まるよう市町村や関係機関と連携しながら様々な取組を進化との記載があるが、その内容をもう少し詳しく聞く。男性も子育てに参画するのはよいことであり、また子育ては母親ばかりではなく父親も、という意味は分かるが、社会全体で子育てを応援する機運の醸成の部分に係る詳しい説明は欠けていたように感じるため、その部分について具体的に説明願う。

こども・青少年政策課長

社会全体で子育てを応援する機運の醸成について、先般の知事による「こどもまんなか応援サポーター」宣言において取り組んでいくと述べている項目であるが、具体的には子育て応援パスポート事業、いわゆる「ファミたんカード」やWEラブ赤ちゃんプロジェクトの推進などに加え、他部で取り組んでいるイクボス宣言やふくしまの女性活躍の応援を通じて、共働き・共育てを推進することにより子育てを社会全体で応援する機運の醸成を図っていく。

宮下雅志委員

保健福祉部は県人口ビジョン等を含め本県の重要な施策のまさに重要な部分を担っており、これから大変な状況が続くと推察するが、今後の議論に当たっての基本的な考え方を確認する。

例えば、総合計画のひと分野においては「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」を政策に位置づけてしっかり取り組んでいくとしているが、その中の成果指標である「福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合（意識調査）」の令和4年度時点における実績値は61.4%と、同年度の目標値である68%は未達成である。一方で、基本指標は8事業のうち4事業、50%は達成している。また、主な事業の達成度は30事業のうち16事業で53.3%であるなど、評価や状況分析が進行管理において確認されている。その成果指標はもう少し頑張れば目標値の68%まで到達しそうな状況であるが、最終的に目指すのは2040年の目標値である県民の希望出生率2.11の実現であり、2030年時点の目標値は1.8までの上昇と設定されている。それを踏まえると、出生率が非常に落ち込んでいく中、各部局の担当者は成果指標

の目標値に近づけるため頑張っており、達成も近い。しかし、最終的には肝腎要の大きな政策目標にどのように結びつけるかが大変重要な視点になってくると思うが、その辺りの考え方を聞く。

こども・青少年政策課長

福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合は、残念ながら令和3年度以降徐々に下がっており、最新の数値である今年度の割合は60.2%まで減少している状況にある。当該割合はマクロ指標であり、その原因としては様々な要因が重なった結果と受け止めているが、コロナ禍において社会全体の自粛ムードが長期化したことが一因と考えられ、結婚・出産・子育てに対する県民の意識が徐々に低下してしまっているのではないかと推測する。県としてはこれまで様々な取組を行っているが、全庁一丸となり子育て政策全般や共働き・共育て、若者の県外への流出といった人口減少対策も含めて、総合的に施策を進化させていきたいと考えている。

宮下雅志委員

これまで様々な取組を行った中での成果や事業ベースでは実現に向けて進んでいると思うが、設定した大きな目標に近づけていくためには、今まで取り組んできた内容では恐らく達成できないとの認識を皆が持っているのではないか。これまでの発想にとらわれない大胆な施策に取り組んでいかなければ本当に間に合わなくなってしまうと思っている。

よく述べていることが、東日本大震災直後の本県の現状と現在の少子化の危機的状況は似ていると思う。今までに経験のない大震災、原発事故が発生し、その復興にはこれまでの取組では駄目である。現在の少子化の状況は病気に例えると慢性的な疾患と同様であり、じわじわと進行している症状に対して、どうしようと言っている間にどんどん症状が悪化することになる。そうではなく、今までにない大胆な発想で施策に取り組んでいくとの思いをしっかりと持つべきだと思うが、改選後初の常任委員会であるので、まずその辺りの覚悟を聞く。

こども未来局長

今ほど委員が述べたとおり、取り組んでいる様々な施策はそれなりに成果を上げてきているが、最終的な指標である合計特殊出生率には全然届いておらず、むしろ下がっている状況にあり、我々も深刻に受け止めている。国も様々な政策を打ち出してきており、国と地方自治体が一体となって新たな取組に頑張っておりチャレンジし

ていきたいのでよろしく願う。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、保健福祉部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 0時 2分 休憩)

(午後 0時 4分 開議)

真山祐一委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

初めに、議員提出議案第8号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第8号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第9号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

継続の方向で願う。

安田成一委員

継続の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第9号については、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第10号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第10号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第11号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第11号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

初めに、請願9号については、さきに審査した議員提出議案第8号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願13号については、さきに審査した議員提出議案第9号に関連していることから、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、請願の審査を終わる。

なお、採決は12月25日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、警察本部及び病院局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 0時 7分 散会)